

電子入札システム運用基準

独立行政法人住宅金融支援機構

電子入札システム運用基準は、インターネット環境を利用した独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の電子入札システムの入札手続について、入札参加者及び機構が円滑かつ適切に運用できるように定めるものである。

1 用語の定義

本基準で使用する用語の定義は次のとおり。

- (1) 電子入札システム：独立行政法人住宅金融支援機構電子入札システムをいう。
- (2) 電子入札：機構が定めるインターネット環境を利用して電子的に執行される入札手続をいう。
- (3) 紙入札：電子入札によらず紙媒体より執行される入札手続をいう。
- (4) ICカード：電子認証局が発行した電子証明書をいう。

2 利用者登録及びICカードの取扱い

- (1) 電子入札に参加を希望する者（以下「電子入札参加希望者」という。）は、電子入札システムに利用者登録をしなければならない。登録内容に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行わなければならない。
- (2) 電子入札参加希望者は、次のいずれかの者とする。
 - ア 国の競争参加資格（全省庁統一資格）、地方整備局の建設工事等に係る資格又は機構の競争参加資格を有している者
 - イ アの者から入札手続の権限について委任を受けている者
- (3) 電子入札参加希望者は、電子入札システムで利用可能なICカードを取得しなければならない。
- (4) 電子入札参加者は、入札手続中に、電子入札システムに登録したICカードを、やむを得ず変更する場合、当該変更内容及び理由を機構に届け出て、機構の承認を得なければならない。
- (5) 機構は、電子入札参加希望者が不正なICカード、又は失効事由が生じている

ICカードを使用した場合、当該電子入札参加希望者の入札への参加を認めないことができる。また、落札者が不正なICカード、又は失効事由が生じているICカードを使用した場合、契約締結を行わないことができる。

(6) (5)の場合、機構は電子入札参加希望者及び落札者に対し、競争参加停止等の処分の措置を講じることができる。

3 調達案件の登録

(1) 調達案件の公告

機構は、電子入札の対象とする調達案件を公告する場合、公告に電子入札対象案件であることを明示する。

(2) 入札書の提出期限

電子入札システムを利用した調達案件の入札書の提出期限は、原則として、開札日の前営業日以前の日とする。

(3) 調達案件の修正及び手順

機構は、電子入札システムに調達案件を登録後、調達案件名、入札方式、総合評価計算式、政府調達案件の該当の有無、資格の種類及び契約担当部署について錯誤が認められる場合、以下の手順によりすみやかに案件の再登録を行う。

ア 錯誤案件に対して証明書等の提出が行われるのを防ぐため、電子入札手続を中止する取止め処理を行い、取止め通知書により、電子入札参加者に対し錯誤である旨通知する。

イ 新規の案件としてあらためて登録する。

ウ すでに証明書等の提出があった電子入札参加者に対して、電話等により連絡を行い、あらためて登録した案件に対して証明書等を提出するよう依頼する。

4 証明書等の提出

電子入札参加希望者は、証明書等の提出時に、機構の求めに応じ、事前提出資料又は総合評価落札方式に係る提案書を添付する。

5 入札書等の提出

(1) 電子入札参加者は、入札書締切日時までに、機構の求めに応じ、内訳書等の書

類を添付した上、入札に必要な事項を入力し入札書を提出する。

(2) 提出された入札書は、差し換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(3) 入札書を提出した電子入札参加者は、紙入札への変更はできない。

(4) 電子入札参加者で、入札書締切日時になっても入札書が提出されず、かつ連絡がない者の場合、機構は、電子入札システムに障害が発生していない限り、当該電子入札参加者は入札を辞退したものとして取り扱う。

なお、電子入札参加者は、機構からの証明書等受付通知書、証明書等審査結果通知書が入札書締切日時1時間前になっても到着していない場合、機構に連絡して状況を確認する。

6 開札

(1) 開札の執行

機構は、事前に設定した開札日時に開札を行う。

(2) 開札時の立会

機構は、開札時に、電子入札システムを利用しない紙入札参加者が立ち会わない場合、入札事務に関係のない機構職員を立ち合わせることにする。

(3) 再入札受付時間の設定基準

再入札が発生した場合、再入札書の受付時間は、原則として30分間とする。

(4) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札日時から落札通知書等の送信まで、著しく遅延する場合、機構は、電子入札参加者に対し電話等により状況を報告する。

(5) くじになった場合の取扱い

機構は、落札となるべき同価格の入札をした者が複数ある場合、電子入札参加者に代わり、入札事務に関係のない機構職員がくじを引くことにより、落札者を決定する。

(6) 落札者がいないときの随意契約（以下「不落随契」という。）の取扱い

機構は、不落随契に伴う見積依頼を、原則として当該調達案件の入札に参加した全ての電子入札参加者に対して行う。

7 システム障害等について

(1) 電子入札システムの障害により入札締切日時及び開札日時を延長する場合の取扱い

機構は、電子入札システムに障害が発生した場合、電子入札システム運用管理委託業者と協議し、障害復旧の見込みがあるときは、入札締切日時及び開札日時の変更（延長）を行う。障害復旧の見込みがないときは、必要に応じ、入札受付締切日時及び開札日時の変更（延長）を行った上、紙入札に変更する。

なお、この場合、機構は、電子入札参加者に電話等により連絡する。

(2) 紙入札への切替時の処理

機構は、システム障害等により、電子入札を紙入札に切り替える場合、電子入札システムの調達案件名欄に「紙入札へ移行」と追記するとともに、証明書等の提出が行われるのを防ぐため、証明書等の受付締切日時の変更を行う。

（変更例：受付開始日時 7月1日 11時00分、同締切日時 7月1日 11時01分）

8 提出書類のファイル形式等

(1) 圧縮方法の指定

ファイルを圧縮する場合は、ZIP形式とする。

(2) 提出書類等の持参又は郵送の基準

電子入札システムにおける提出書類等のファイル容量は3MB以内とし、3MBを超える場合、機構入札担当者に連絡の上、持参又は郵送（書留郵便）する。

(3) ウイルス感染ファイルの取扱い

電子入札参加者から提出された提出書類等へのウイルス感染が判明した場合、機構は、ただちに閲覧を中止し、ウイルス感染している旨を電子入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議する。

9 電子入札システムの運用時間

9時00分～17時30分（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。）